

# 令和3年度における建築物に係る契約の検討事項等について (案)

1. 建築物に係る3つの契約類型による環境配慮
2. 建築物に係る契約における検討課題
3. 建築物に係る契約における検討事項等
4. 建築物に係る契約の整理の方向性
5. 検討スケジュール (案)

令和3年10月5日

# 2050年カーボンニュートラル宣言及び2030年度目標

## 2050年カーボンニュートラル宣言【第203回国会総理所信表明演説】

- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。
- 省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。

## 2030年度目標【気候サミット（2021年4月22日）総理発言（抜粋）】

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。
- 経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として再エネなど脱炭素電源を最大限活用するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じます。

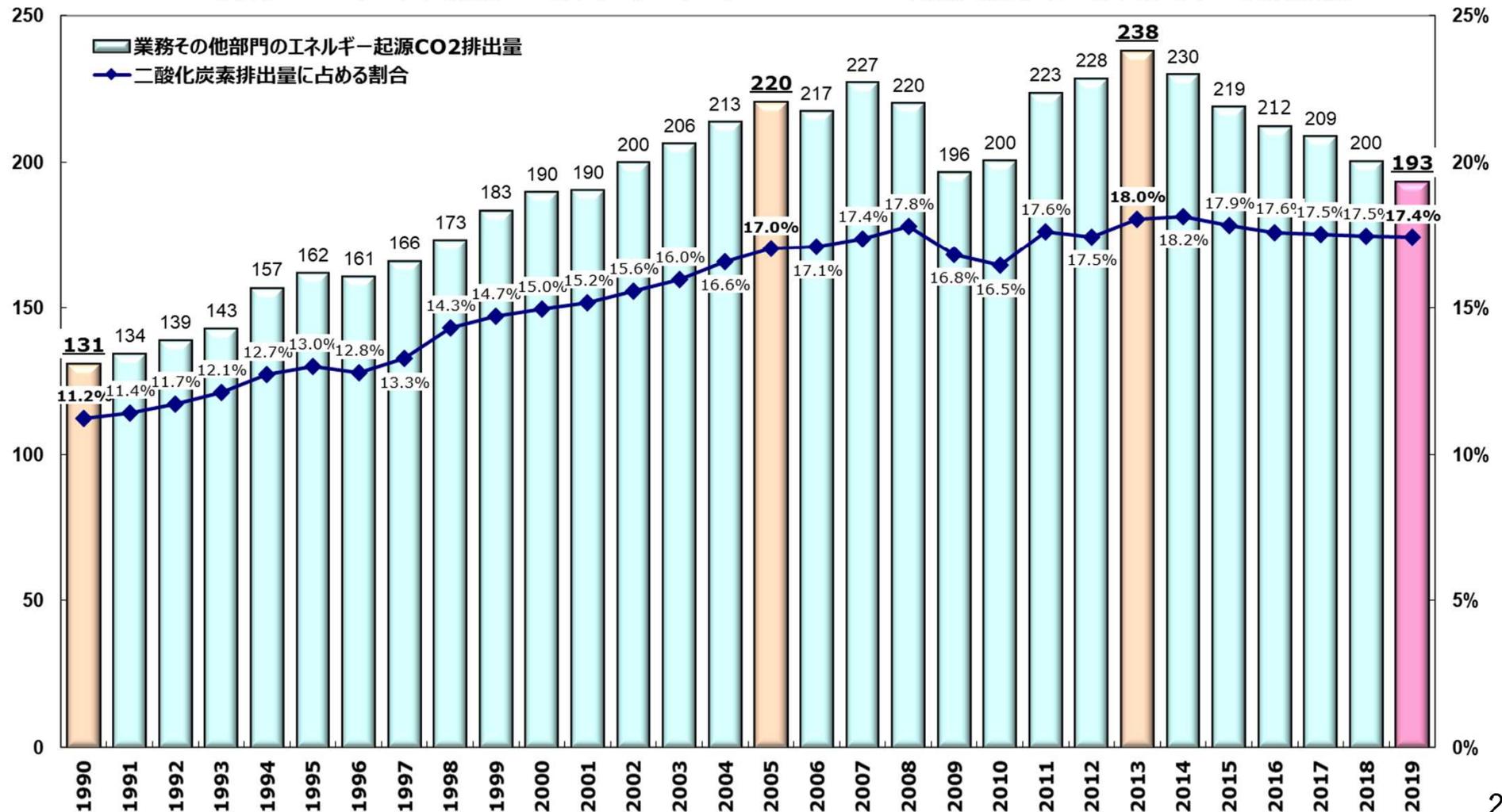
上記目標達成に向け整合する形で、地球温暖化対策計画、政府実行計画等の改定が進められるとともに、8月には「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」がとりまとめられたところ

建築物に係る環境配慮契約により一層の温室効果ガス排出削減に貢献

# 【参考】業務その他部門のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推移

- **2019年度の業務その他部門のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は193百万ト**で**2013年度比では18.8%削減**（電力の排出係数改善等による）、**1990年度比では47.6%増加**
- 二酸化炭素排出量に占める割合は**1990年度11.2%**から**2019年度17.4%**へ伸長

（百万トCO<sub>2</sub>） 資料：「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度確報値）」（国研）国立環境研究所GIO



# 1. 建築物に係る3つの契約類型による環境配慮

## 【建築設計の契約】

- 建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務は、原則として環境配慮型プロポーザル方式により設計者を選定
  - ➔ 建築物は竣工後何十年もの長期にわたり供用されるため、設計段階における環境配慮が不十分である場合、その負の影響も長期に渡る
  - ➔ 温室効果ガス等の排出削減に関する内容を1つ以上盛り込んだ技術提案

## 【維持管理の契約】

- 建築物の維持管理の運用段階においても、省エネ・脱炭素化への取組、温室効果ガス排出削減対策を推進
  - ➔ 建築関連から排出されるCO<sub>2</sub>は我が国全体の40%程度を占めているとの推計もあり、建築物の運用段階における排出が3分の2程度
  - ➔ 設計時の性能を発揮させるとともに、建築物のライフサイクルにおける省エネ・脱炭素化に向け、平成30年度に契約類型を追加（令和元年度より実施）

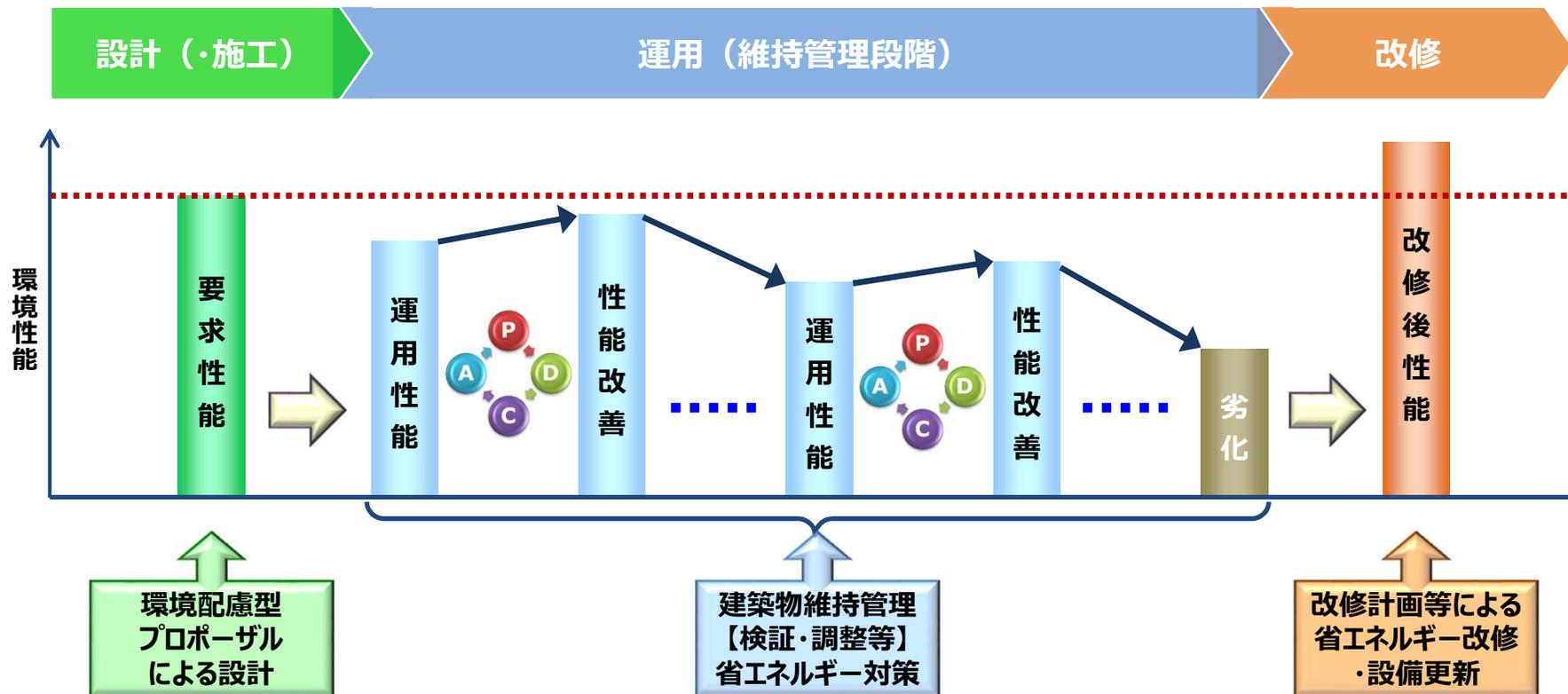
## 【ESCO事業の契約】

- 建築物の主要設備等の更新、改修計画の検討に当たり、ESCO事業導入可能性を判断
  - ➔ 設備更新型ESCO事業、複数施設の一括発注（バルク方式）等の検討
  - ➔ 国のESCO事業の契約に当たっては10箇年度以内の債務負担が可能

# 【参考】建築物に係る契約の効果的な連携のイメージ

## 建築物の設計、維持管理及び省エネ改修事業に係る契約

建築物に係る3つの契約類型が建築物のライフサイクルにおいて効果的・有機的に連携し温室効果ガス排出削減・脱炭素を推進



## 2. 建築物に係る契約における課題

### ① 建築物に係る環境配慮契約の実施率が低い

- ➔ 建築物の設計（環境配慮プロポーザル）  
概ね6割程度の実施率で推移（令和元年度62.3%）し、ほか2類型より実施されているが、必ずしも高いとはいえない
- ➔ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）  
国の機関の実績は過去1件のみ。独立行政法人等は令和元年度9件、累計69件の実績
- ➔ 建築物の維持管理  
国及び独立行政法人全体で令和元年度34.9%（国の機関38.3%、独立行政法人等17.3%）と取組初年度であることを踏まえても実施率が低い

### ② 環境配慮契約の内容等の明確化が必要

- ➔ 建築物の設計に係る契約における実施手法は環境配慮型プロポーザル方式として確立しているが、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出削減目標（2013年度比▲46%～）の達成に向けて、より適切な技術提案につながる評価テーマの設定に関する検討が必要
- ➔ 建築物の維持管理に係る契約については、施設の用途・特性に応じ個別の対応が必要となるものの、環境配慮契約の具体的な実施手法、基準、対策等の明確化が必要
  - ➔ 実施すべき対策等の具体化・明確化（特に調達者の視点から）を図ることにより環境配慮契約の実施率の向上に寄与するのではないか

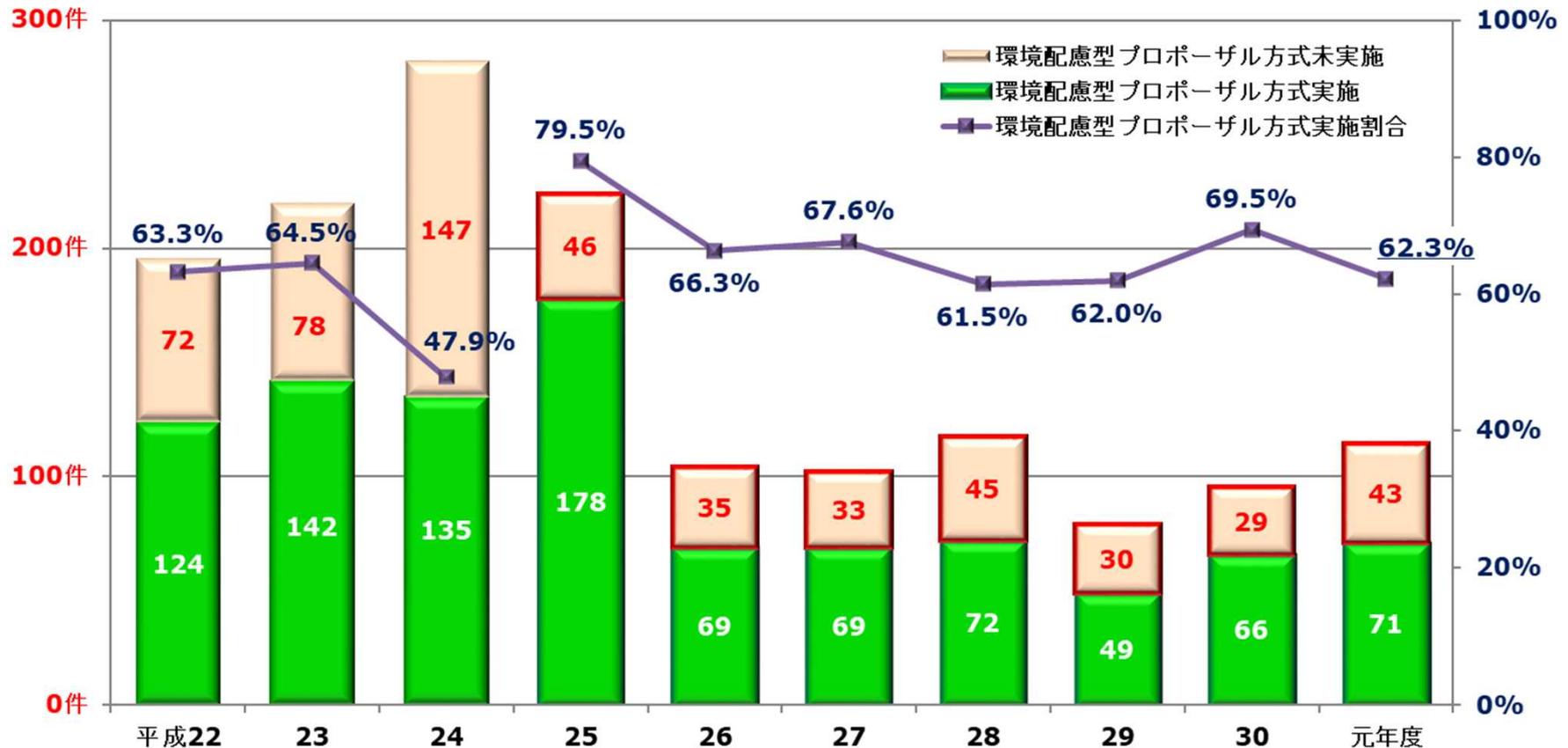
## 2. 建築物に係る契約における課題

### ③ 建築物のライフサイクル全体での省エネの徹底・温室効果ガス排出削減に向けた連携が不十分

- ➔ 個別の環境配慮契約においても、それぞれ温室効果ガス排出削減効果はあるが、一層の相乗効果を発揮させる観点から、各契約類型の役割や連携に関する検討が必要
  - ➔ 個別の契約類型における具体的な対策等の検討と併せ、建築物のライフサイクル全体を俯瞰した連携のあり方を検討する必要があるのではないか
- ➔ ESCO事業が実施されない場合にあっても、改修段階において、建築物の維持管理に関連するデータ等の活用が十分図られる仕組みの検討が必要
  - ➔ 維持管理における取組（技術・ノウハウ等）や蓄積されたデータ等の設備等の更新・改修計画等への展開や判断支援等への活用が重要ではないか（ESCO事業の導入可能性判断への活用を含む）
- ➔ 調達者に向けた各契約類型における環境配慮契約の導入効果やメリット等に関する適切な情報提供が必要
  - ➔ 適切な情報提供が環境配慮契約の更なる推進につながるのではないか

## 【参考】環境配慮型プロポーザル方式の実施状況の推移

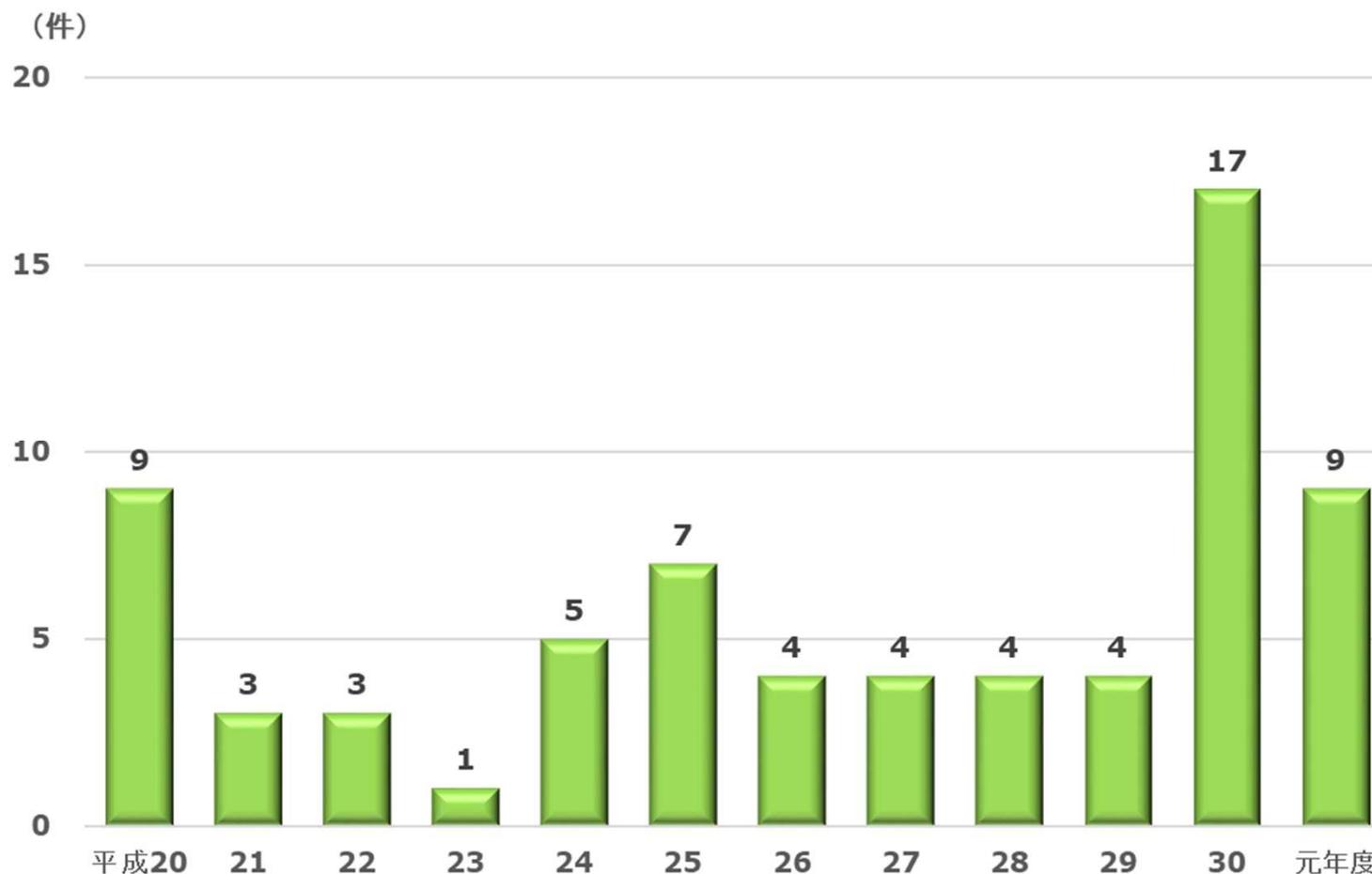
- 令和元年度においてプロポーザルを実施した設計業務114件のうち環境配慮型プロポーザル方式の実施は71件で**62.3%**
- 平成26年度以降の環境配慮型プロポーザル方式の実施割合は**60%超**で推移



注：「未実施の件数」は、平成22年度から24年度は総数から実施件数を差し引いて算出。平成25年度以降は「プロポーザル方式を実施した件数のうち環境配慮型プロポーザル方式を未実施」の件数

## 【参考】ESCO事業の実施件数の推移

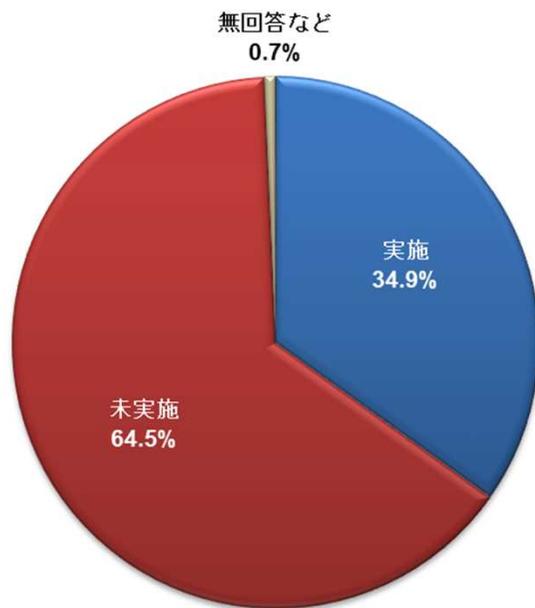
- 令和元年度のESCO事業の実施件数は独立行政法人等において**9件**
- 平成20年度以降の環境配慮契約締結実績調査によるESCO事業の累積実施件数は**70件**、うち**69件**が独立行政法人及び国立大学法人。**国の機関は1件のみ**（平成21年度、ただし参加者なしで入札未成立）



## 【参考】建築物の維持管理に係る環境配慮契約の実施状況

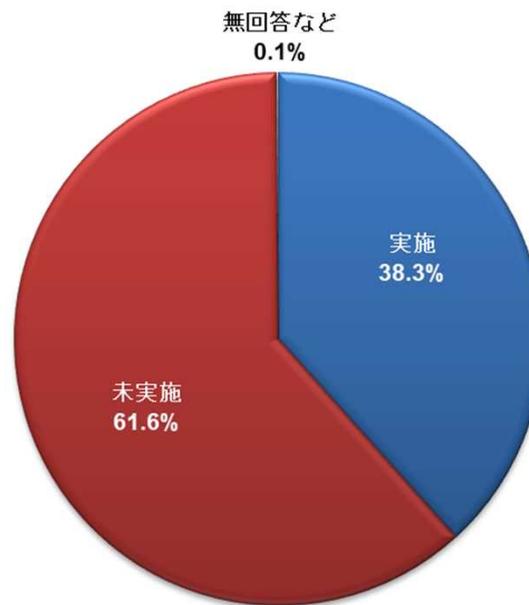
- 令和元年度の国及び独立行政法人等全体の環境配慮契約の実施率は**34.9%**
- 国の機関における環境配慮契約の実施割合は**38.3%**に対し、独立行政法人等における実施割合は**17.3%**であり低い状況

国及び独立行政法人等



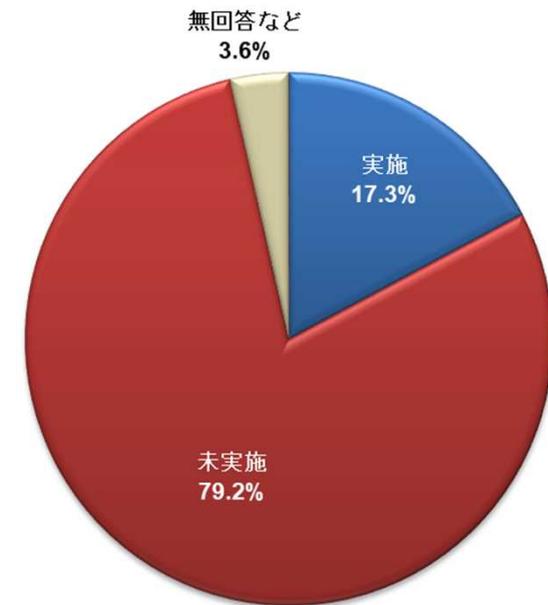
N=2,054

国の機関



N=1,718

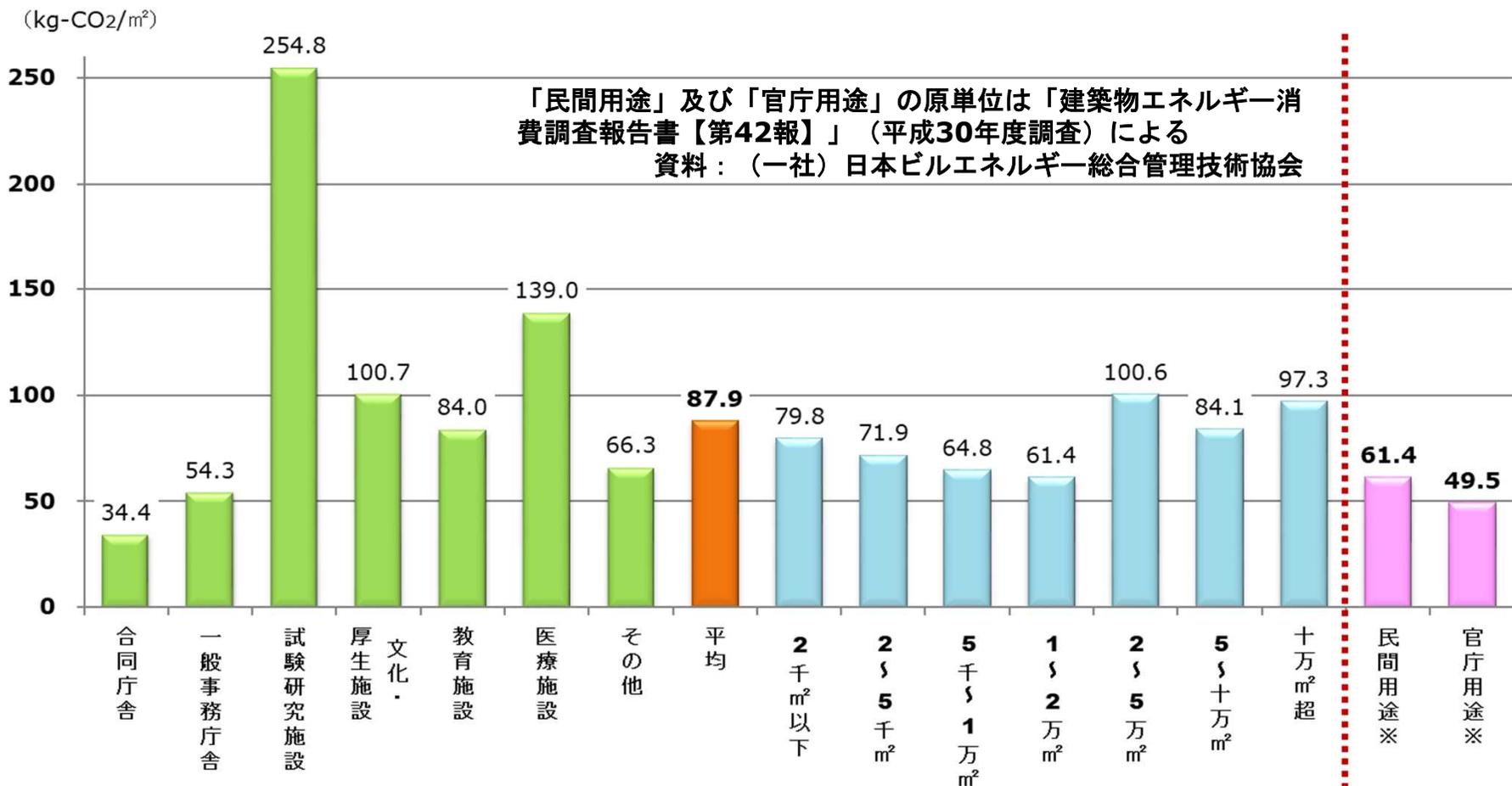
独立行政法人等



N=336

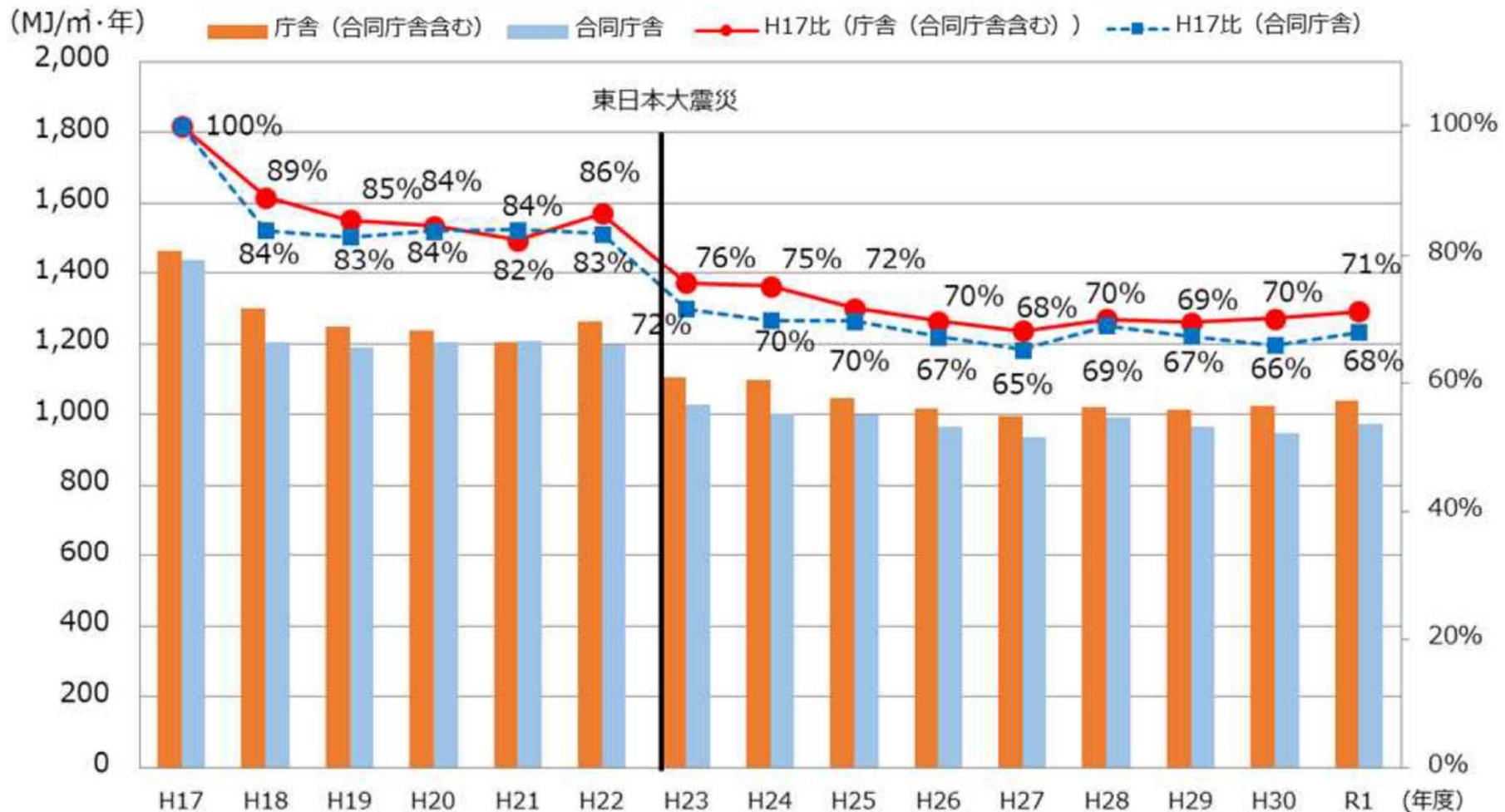
## 【参考】建築物の用途別の単位面積当たりCO<sub>2</sub>排出量

- 単位面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量（原単位）は全体で**87.9kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>**
- 建物用途別の原単位は試験研究施設が**254.8kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>**が最も大きく、以下、医療施設が**139.0kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>**、文化・厚生施設**100.7kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>**の順。庁舎は相対的に小さい



## 【参考】官庁施設のエネルギー消費量の推移

- 国の庁舎の単位面積当たり一次エネルギー消費量は、施設整備時の環境対策の推進、運用段階の省エネ等により、令和元年度に平成17年度比で約**29%**削減
- 平成25年度以降のエネルギー消費量は平均で約**1,000MJ/m<sup>2</sup>・年**で推移



資料：「官庁営繕環境報告書2021」国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 政府実行計画（案）

### 【目標】

**2030年度までに温室効果ガス総排出量を政府全体で50%削減（2013年度比）**

### 【措置の内容】

- 1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
- 2 建築物の建築、管理等に当たっての取組
- 3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組
- 4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮
- 5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等
- 6 各府省庁ごとの実施計画の策定
- 7 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

### 【建築物に関連する主な対策・施策】

太陽光発電の最大限の導入（設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す）

建築物における省エネルギー対策の徹底（建築時の省エネの徹底、新築事業は原則ZEB Oriented相当以上、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す）

建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、高効率空調の導入

省エネ診断の実施及び熱源等の運用改善、BEMSの導入等

建築物の建築等に当たっての環境配慮（木材の利用、HFC不使用資材の利用促進、GHG排出削減等に資する建設資材の利用等）

新しい技術の率先的導入、2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

## 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

### 【目指すべき住宅・建築物の姿《あり方》】

#### ● 2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）ストック平均でZEH・ZEB基準の水準を確保  
（再エネ）住宅・建築物における太陽光発電設備等の再エネ導入

#### ● 2030年度に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）新築住宅・建築物でZEH・ZEB基準の水準を確保  
（再エネ）新築戸建住宅の6割で太陽光発電設備の導入

### 【住宅・建築物における省エネ対策の強化】

- ① 省エネ性能の底上げ（ボトムアップ）  
→ 省エネ基準のZEH・ZEB基準に引き上げ等
- ② 省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ  
→ 国・地公体等の新築建築物等の誘導基準の原則化等
- ③ より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組
- ④ 機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ⑤ 省エネ性能表示の取組
- ⑥ 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方  
→ 国・地公体等の建築物等の計画的な省エネ改修の促進、耐震改修と合わせた省エネ改修の促進等

### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

太陽光発電の活用、その他再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組

### 【木材の利用拡大】

公共建築物の率先した木造化・木質化の取組、地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物等の普及等

## 【参考】建築物に係る省エネ対策等の強化の進め方について

年度	建築物に係る省エネ対策等の強化
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助制度における省エネ基準適合要件化</li> <li>○ ZEB等や省エネ改修に対する支援の継続・充実</li> <li>○ 建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 用途に応じてBEI=0.6又は0.7（いずれも再エネを除く）</li> </ul> </li> <li>○ エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEBの要件化</li> </ul> </li> <li>○ 未習熟な事業者の断熱施工の現地訓練を含めた技術力向上の取組</li> <li>○ <b>官庁施設整備に適用する基準類の見直し</b></li> <li>○ 脱炭素先行地域の取組に対する支援</li> <li>○ 太陽光発電設備等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組</li> <li>○ 太陽光発電設備を設置するための新築時からの備えに関するとりまとめ・周知</li> </ul>
2024	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築建築物についての省エネ性能表示の施行</li> <li>○ 大規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度</li> </ul>
2025	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小規模建築物の省エネ基準への適合義務化</li> </ul>
2026	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度</li> </ul>
遅くとも 2030	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準（用途に応じてBEI=0.6又は0.7）に引き上げ、小規模建築物についてBEI=0.8程度に引き上げ・適合義務付け</b></li> <li>○ 併せて2022年に引き上げた誘導基準の更なる引き上げ</li> </ul>
以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的にフォローアップ、基準等を見直し</li> </ul>

資料：「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」（2021年8月）  
脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会

### 3. 建築物に係る契約の検討事項等

政府実行計画（案）、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」との**整合的かつ率先的取組**として、契約類型ごとの対策等の検討とともに、契約類型が連携した取組を検討してはどうか

#### ① 建築物の設計に係る契約

- 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に関する内容を含めることとしているところ
  - ➔ 建築物のZEB化等に向けたさらなる省エネ性能の強化（誘導基準の引上げへの対応等）等について設計要件とすることを検討するとともに、その実現のための技術提案を求めることについて、積極的に検討
  - ➔ 太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用等の地域の実情に応じた再生可能エネルギー（太陽光発電設備の設置等）や未利用エネルギーの利用拡大について設計要件とすることを検討するとともに、これらの条件に対する技術提案を求めることについて、積極的に検討
- 令和4（2022）年度の官庁施設整備に適用する基準類の見直し内容の環境配慮契約への反映

### 3. 建築物に係る契約の検討事項等

#### ② 建築物の維持管理に係る契約

- ➔ 建築物の維持管理に係る契約において有効な事例、参考となる事例等の把握・整理及び情報提供
- ➔ 建築物の基本的な属性別（目的・用途、規模・面積等）のベンチマークとして活用可能な指標の検討及び基本的な原単位の算定
  - ➔ 建築物の維持管理に係る契約締結実績の把握・整理・分析等
  - ➔ **Carbon Metrics**等の採用可能性の検討
- ➔ 対象業務の整理及び業務内容に応じた入札参加要件や評価方法等の検討
  - ➔ 実績調査による事例を踏まえた上で、省エネ・脱炭素につながる対象業務を整理
  - ➔ 業務の特性を踏まえ、適切な契約方式及び評価項目・評価方法等を検討

#### ③ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

- ➔ **ESCO事業成立のための要件等の検討**
  - ➔ 建築物・施設の規模・用途等に応じた判断の目安の検討、独立行政法人等への積極的な普及促進方策の検討
- ➔ **ESCO事業が成立しない場合の改修のあり方の検討**
  - ➔ **ESCO事業以外の省エネルギーにつながる改修に係る契約の導入可能性の検討**
  - ➔ いわゆる「ソフトESCO事業」の導入可能性の検討

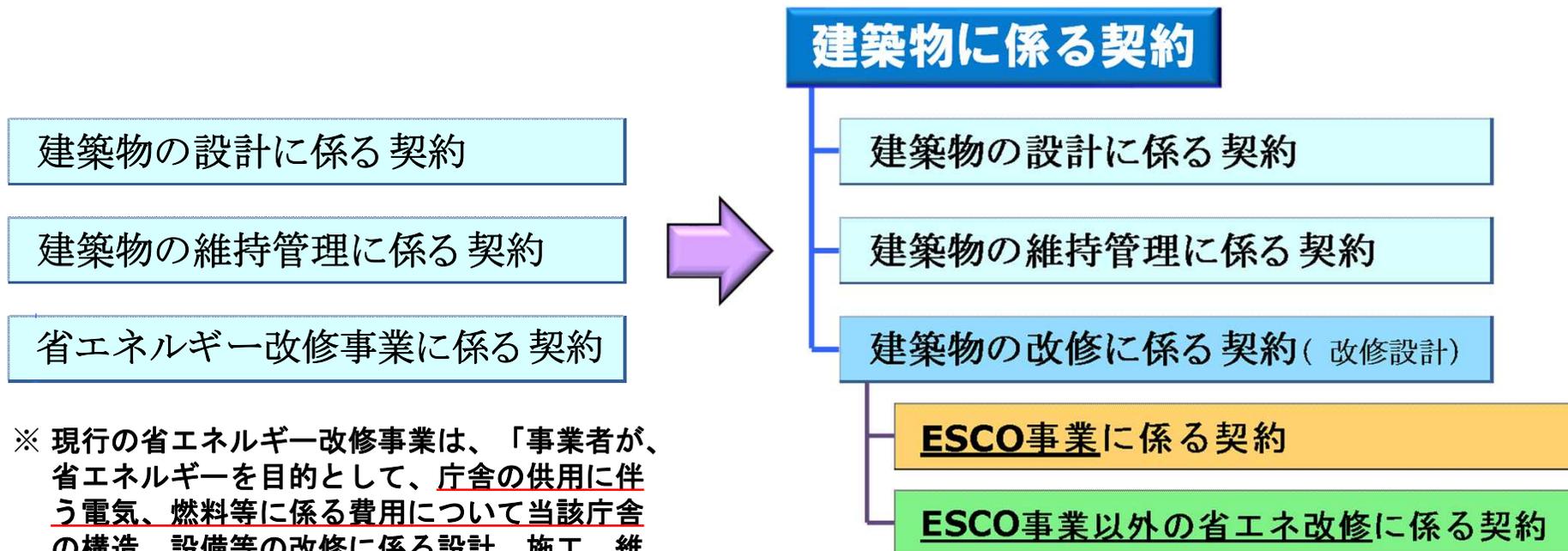
### 3. 建築物に係る契約の検討事項等

#### ④ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び省エネ改修）の連携による相乗効果の発揮

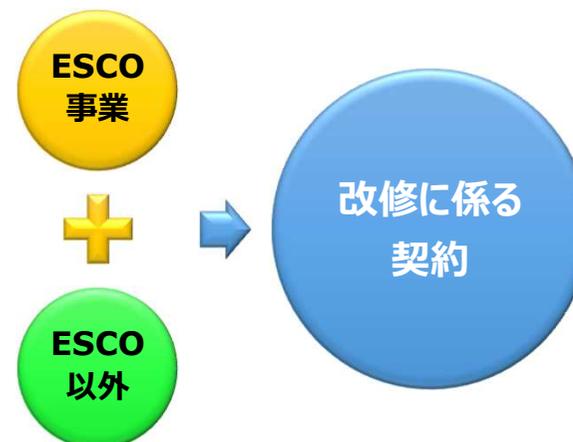
- 政府実行計画（案）の目標達成（2030年度GHG50%削減（2013年度比））に向けた省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーの導入促進のための検討（国等の率先的取組）
- 設計、維持管理及び省エネ改修の効果的な連携のあり方の検討
- 上記を踏まえた契約類型ごとの発注者向けの省エネ・脱炭素に係る評価項目、対策等のメニュー化の検討
- 建築物の維持管理に係る情報等の他の契約類型への展開・活用に関する検討
- ESCO事業が成立しない場合の改修のあり方の検討【再掲】

# 4. 建築物に係る契約の整理の方向性

- 建築物に係る3契約類型の統合及びESCO事業以外の省エネルギー改修に係る契約を対象に追加してはどうか（下図は変更イメージ）



※ 現行の省エネルギー改修事業は、「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう」とされており、いわゆるESCO事業が該当（法第5条第2項第3号）



## 4. 建築物に係る契約の整理の方向性

### 建築物に係る契約における環境配慮の方向性

契約類型	具体的な環境配慮の内容等
建築物の設計	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 官庁施設整備に適用する省エネ基準を前提（誘導基準への適合等）</li><li>○ 環境配慮型プロポーザル方式における技術提案（評価項目）の検討<ul style="list-style-type: none"><li>→ 原則ZEB oriented相当以上、省エネ基準の上乗せ、再エネ・未利用エネの利活用等の設計要件に関し、より適切な技術提案につながる評価テーマの設定について検討</li><li>→ 太陽光発電設備の設置（PPAモデルの活用を含む）等の設計要件に即し、地域の実情を踏まえたより適切な技術提案につながる評価テーマの設定について検討</li></ul></li></ul>
建築物の維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 建築物の設計段階における設計意図の維持管理への適切な継承</li><li>○ 運用時におけるZEB化に向けた維持管理の実施</li><li>○ 情報通信技術等を活用した情報収集・整理等（点検・運用の可視化等）<ul style="list-style-type: none"><li>→ BEMS等によるデータ収集及び分析の原則義務化</li></ul></li></ul>
建築物の改修 (ESCO事業・ESCO事業以外)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 維持管理において収集・分析した各種情報・データに基づく省エネ改修計画等の策定（ESCO事業の導入可能性の判断を含む）<ul style="list-style-type: none"><li>→ 維持管理に係るデータの積極的活用（改修・更新における判断支援、蓄積されたデータの改修計画等への展開等）</li></ul></li><li>○ ZEB化を見据えた設備・機器等の導入、再エネ・畜エネ設備の最大限導入<ul style="list-style-type: none"><li>→ 新たな技術を用いた高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果を発揮する設備等の率優先的導入</li><li>→ 燃料を使用する設備の脱炭素化</li></ul></li></ul>

## 【参考】建築物における温室効果ガス排出削減等対策（例）

対策分野	設計（施工）段階	運用段階	改修段階
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生可能エネルギー設備（創エネ・畜エネ）の最大限の導入</li> <li>○ パッシブ技術等自然エネルギーの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生可能エネルギーの自家消費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる再生可能エネルギー設備の導入</li> <li>○ 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱を使用する設備の導入</li> </ul>
省エネルギー 脱炭素・低炭素	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築・建替（大規模改修含む）のZEB化・LCCM化</li> <li>○ 省エネルギーの徹底（高断熱性能、高効率設備・機器の導入、コミッシング等）</li> <li>○ 導入設備・機器等の電化、CN化（エネルギーの転換）</li> <li>○ 脱炭素・低炭素資材・建材の使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネルギーの徹底（チューニング等）</li> <li>○ BEMSの導入、省エネルギー診断、コミッシングの活用</li> <li>○ 計測・メンテナンス等におけるICT活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ESCO事業の導入可能性検討（設備更新型、バルク方式）</li> <li>○ 省エネルギー改修の実施</li> <li>○ 改修設備・機器等の電化（エネルギーの転換）</li> </ul>
吸収源・適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炭素の貯蔵（木材利用）</li> <li>○ 吸収源の確保（周辺緑地、植栽、屋上・壁面等緑化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内緑化、植栽管理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる木材の利用</li> </ul>
フロン類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ HFCs等のフロン類の削減（ノンフロン・低GWP設備・機器の導入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フロン類の漏洩防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フロン類の回収の徹底</li> <li>○ ノンフロン・低GWP設備・機器への代替</li> </ul>
調達電力・熱		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出係数の低い電力</li> <li>○ 再生可能エネルギー比率の高い電力・熱</li> </ul>	

## 5. 令和3年度建築物専門委員会における検討スケジュール（案）

月	基本方針検討会	建築物専門委員会
8	<p style="text-align: center;"><u>第1回検討会（8月3日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に係る3つの契約類型合同の専門委員会の設置及び検討方針等の了承</li> </ul>	
9～10		<p style="text-align: center;"><u>第1回専門委員会（10月5日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に係る契約の課題・方針等の検討</li> <li>○ 建築物に係る3つの契約類型の効果的な連携のあり方に関する検討</li> </ul>
10	<p style="text-align: center;"><u>第2回検討会（10月22日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針改定案の検討</li> <li>○ 専門委員会における検討状況の報告等</li> </ul>	
11～12	<p>（基本方針改定案のパブリックコメント）</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2回専門委員会（12月上旬）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に係る契約に関連する解説資料の改定案の検討（建築設計等）</li> <li>○ 令和4年度における課題・方針等の検討</li> </ul>
12	<p style="text-align: center;"><u>第3回検討会（12月中旬）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の審議</li> <li>○ 令和4年度における建築専門委員会の継続設置及び検討方針等の了承</li> </ul>	
2	<p><b>基本方針閣議決定及び基本方針解説資料の改定</b></p>	

## 5. 令和4年度建築物専門委員会における検討スケジュール（案）

月	基本方針検討会	建築物専門委員会
4～7		○ 専門委員会開催に向けた準備・検討
7	<p style="text-align: center;"><u>第1回検討会（7月上旬）</u></p> <p>○ 建築物専門委員会の継続設置及び検討方針等の了承</p>	
7～10		<p style="text-align: center;"><u>専門委員会の開催（3回程度）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物に係る3つの契約類型の効果的な連携のあり方の検討及び提示</li> <li>○ 建築物における省エネルギー・脱炭素対策等メニューの検討及び提示</li> <li>○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の検討・とりまとめ</li> </ul>
10	<p style="text-align: center;"><u>第2回検討会（10月中～下旬）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針改定案の検討</li> <li>○ 専門委員会の検討とりまとめ結果報告等</li> </ul>	
11～12	（基本方針改定案のパブリックコメント）	
12	<p style="text-align: center;"><u>第3回検討会（12月中～下旬）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の審議</li> <li>○ 令和5年度の検討方針等</li> </ul>	
2	<b>基本方針閣議決定及び基本方針解説資料の改定</b>	

# 5. 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度(2030) までの予定
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値の方針検討 加点項目の見直しの検討	排出係数しきい値導入 排出係数しきい値の引下げ検討 加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討 再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討、再エネ電源に係る検討 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討	排出係数しきい値引下げ実施 未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始） 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討	更なる排出係数しきい値の引下げ検討 新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討 再エネ電力の調達の実施 導入条件、評価方式・項目等に係る検討	更なる排出係数しきい値引下げ実施 加点項目の見直しの反映、実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、<b>専門委員会の設置、しきい値の強化</b></li> <li>加点項目の整理及び機動的な見直し</li> <li><b>再エネ電力の最大限導入に係る検討</b></li> <li><b>裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定</b></li> <li>総合評価落札方式導入可能性の継続的検討</li> </ul>
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等 設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討	検討結果の基本方針等への反映、実施	検討結果の基本方針等への反映、実施 実施状況等を踏まえ連携のあり方検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に係る契約の<b>効果的な連携のあり方</b>に関する検討</li> <li>検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置</li> </ul>
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	検討結果の基本方針等への反映、実施 総合評価の算定方法の検討	新たなトップランナー基準や市場動向により検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		関係法令等の見直しに伴う対応検討	検討結果の基本方針等への反映、実施 プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置

凡例：  
実施項目
検討内容
専門委員会設置
専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定